

令和8年度

相模原市立

## 相原小学校いじめ防止基本方針

### いじめの定義

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

相原小学校版

# 相模原市立相原小学校 学校いじめ防止基本方針

## 【基本理念】

一人一人が安心して過ごせる私の居場所＝「相原小学校」  
～豊かな人間性や社会性を持つ子の育成～

### 【家庭・地域との連携】

- ・PTA
- ・民生委員・児童委員
- ・安全パトロール隊
- ・公民館 児童館
- ・健全育成協議会
- ・学校評議員
- ・個人面談
- ・教育相談
- ・担任との連絡帳
- ・担任との電話連絡
- ・学校だより
- ・学年だより
- ・学級だより
- ・学校へ行こう週間
- ・授業参観、懇談会 等

### 【校内組織】

#### 【相原小学校いじめ防止対策委員会】

- |      |               |
|------|---------------|
| 委員長  | 校長            |
| 副委員長 | 副校長           |
| 委員   | 教務主任          |
|      | 児童支援専任教諭      |
|      | 児童指導主任        |
|      | 養護教諭          |
|      | 支援教育コーディネーター  |
|      | スクールカウンセラー    |
|      | スクールソーシャルワーカー |
|      | 各学年主任         |

#### 【主な会議】

- ・ケース会議
- ・サポート会議
- ・児童理解会議

### 【関係機関との連携】

- ・教育委員会学校教育課
- ・青少年相談センター  
(城山相談室)
- ・北警察署、  
県警少年相談保護センター
- ・青少年相談員
- ・児童相談所
- ・緑子育て支援センター
- ・主任児童相談員

## 【いじめの未然防止】～いじめを生まない土壌づくり～

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、日常的に児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。

児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援を行う。

- (1) いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな道徳的な心情を育てるために、以下のような時間で扱う。また、教育活動全般のどの場面においても同じ視点で行う。
  - ・道徳の授業
  - ・朝会で校長による全校講話
  - ・学級活動
- (2) 児童が他人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神を身につけ、心温かい人と人との交流の中で、より強い人権感覚を身につける。
  - ・異学年交流（相っ子ペア活動）
  - ・福祉体験活動
  - ・委員会等を中心としたSDGs活動や校内美化運動
- (3) 他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、絶対にいじめをしない・させない・許さないという態度を育てる。
  - ・生き物とのふれあい
  - ・植物のお世話

(4) 児童会活動を通して、自尊感情や自己肯定感を高められるような、異学年交流や取り組みを年間通じて行う。

- ・一年生を迎える会
- ・相っ子ペア活動
- ・運動会
- ・六年生を送る会
- ・委員会活動
- ・あいさつ運動
- ・クラブ活動

### 【いじめの早期発見】～小さな変化も見逃さない、敏感な気づき～

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないように、アンテナを高く保つ。様々な方法を用いて、全児童を全職員目で捉え、積極的な姿勢で児童指導を行っていくことを基本とする。

#### ○日々の観察

教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、日頃の様子の変化を見逃さず、いじめの早期発見を図る。

- ① 授業時間や休み時間等、学校生活の中から
- ② 放課後の情報や日記等から
- ③ 生活相談アンケートから

気になる内容については、個人面談・家庭訪問・教育相談等を行い迅速に対応する。

#### ○いじめ実態調査アンケート

アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて、実施する。

※実施にあたっては、生活相談アンケートの中にも含める

○在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談がいつでもできる体制を整備する。

#### ① 相談窓口の周知

青少年教育カウンセラ ー：毎週水曜日来校

(直通) 042-771-3143 (金曜日の9:00～17:00)

24時間子供SOSダイヤル：0120-0-78310 (24時間365日)

ヤングテレホン：0120-002-910

(月～金 15:30～21:00 土 13:00～17:00)

#### ② 保健室だより、相談室だよりの発行

#### ③ 青少年教育カウンセラーによる校内巡視

### 【いじめへの対処】～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

いじめを発見・認知した場合には、特定の教員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。

#### ○正確な実態把握

当事者双方や周りの児童からの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。いじめであるか否かの判断は組織的に行う。

関係教職員と情報を共有し事実について正確に把握する。

いじめの全体像を把握するように心がける。

#### ○指導体制、方針決定

教職員全体で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。

問題に対して、一人で抱えるのではなく、校長を中心に指導体制を整え、

対応する教職員の役割分担を明確にして組織的に対応する。

教育委員会、関係諸機関との連絡調整を密に行う。

#### ○児童への指導・支援

いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。

教育的配慮を十分に行った上で、毅然とした態度で加害者児童等に指導を行う。

保護者との連携を密に行い、学校と家庭が協力して子どもへの対応を進める。

## 【重大事態への対処】

学校は、重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときは、教育委員会による指導及び支援を得ながら、調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- 重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときには、その事態に対処するとともに、すみやかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- 学校は、重大事態の発生を認定したときには、教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生についての報告をする。
- 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

### 重大事態とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
(例)

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- ・調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- ・いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査することが重要である。